資料２

箕面市習い事・塾代等助成事業業務委託 外部サービス利用選定要件

項番	項目	要件	実施基準・実施例
外部サービスの選定条件(入札条件や仕様書に定められているか)			
1	データの所在（準拠法）	本市の情報が取り扱われる場所(データセンター)は国内にあること	-
2	再委託	再委託が発生する場合、再委託先で本市の利用選定要件を求めること	□外部サービス提供者は再委託先でも情報セキュリティ対策が実施されていることを担保すること □外部サービス提供者は再委託の情報セキュリティ対策及び再委託先の管理に係る資料を提供すること
3	外部サービス終了等による業務継続性	外部サービスの中断や終了に際し、円滑に業務を移行するための対策を提供すること	□サービスの中断、終了または変更の際の影響を最小限に抑えるため、システム及びデータのバックアップ計画及び設計を提示すること
4	目的外利用の禁止	外部サービス提供者で本市が取り扱う情報の目的外利用が禁止されていること	□外部サービス提供を通じて知りえた情報を利用しないこと
5	障害発生時フローの整備	外部サービス提供者の情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制は整備されていること	□役割や責任を定め、情報セキュリティの管理を行っていること
6	情報資産の保護及び不正対策	外部サービス提供者が行う外部サービスの開発及び運用において、 「本市の意図しない変更が加えられないための管理体制」が確保されていること	□本市の情報資産に対して意図しない変更が加えられないための対応策(品質管理体制)の策定し実施すること
7	インシデント対応	情報セキュリティインシデントへの対処方法(対処手順、対処体制等)が整備されていること	□情報セキュリティインシデントへの対応方法を策定していること
8	履行確認	市の求めに応じて、情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況に関する報告書を提出すること	□月次報告書等の作成し提出すること
9	ログの保存期間	外部サービスに係るアクセスログ等の証跡は１年以上保存できること	-
10	情報の保管・管理	外部サービス提供者による情報の管理・保管方法について、利用前に本市と合意を得ていること	□外部サービス提供者で他事業者へ情報管理・保管方法を委託する場合は本市と事前合意を得ていること
11	契約範囲（情報開示対象範囲）	情報開示請求に対して、本市が指定する情報を開示できること	□外部サービス提供者が提供する内容項目・契約範囲を契約書に対する明示すること

項番	項目	要件	実施基準・実施例
外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策			
12	不正アクセスの防止	不正なアクセスを防止するためのアクセス制御がされていること	□利用者アカウントは個人単位で付与すること
13	機密性保護のための暗号化（構築）	取り扱う情報の機密性保護のため、外部サービス内及び通信経路全般における暗号化がされていること	□SSL 通信による経路暗号化がされていること
14	開発時におけるセキュリティ対策	情報システムの構築時に外部サービスを利用する場合、外部サービスのセキュリティを保つための開発手順等が整備されていること	□脆弱性診断を実施すること □不正プログラム対策の実施すること □修正プログラム(セキュリティパッチ)の適用すること
15	設計・設定誤りの防止（構 築）	情報システムの構築時に外部サービスを利用する場合、設計・設定時の誤りの防止がされていること	□稼働前の設定値が正しいことを確認すること □テスト検証結果等を掲示すること
外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策			
16	利用に係る職員教育	従事者は外部サービス利用に必要な教育を受けていること	□従事者は情報セキュリティ研修を毎年度１回以上受講すること
17	資産管理	箕面市情報システムの管理運営に関する条例施行規則に定められている情報資産の分類に基づいた管理がされていること	□箕面市情報システムの管理運営に関する条例施行規則に定められている情報資産の分類に基づいた管理がされていること
18	設計・設定誤りの防止(運用・保守)	外部サービスの設定を変更する場合、設定の誤りを防止するための対策がとられていること	□設定変更時の作業手順書を作成すること
19	不測の事態における業務継続性	不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップが実施はできること	□確実なバックアップを実施すること □データ容量・性能の監視状況を報告すること
外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策			
20	外部サービス終了時の対策	外部サービスが利用終了時に次期サービスへ移行するためのデータ提供が可能なこと	□外部サービス提供終了前に事前通知すること □移行計画書又は終了計画書を提出すること
21	情報の廃棄	外部サービスで取り扱った本市の情報を廃棄できること	□外部サービス提供者が責任をもって、サービス環境から全データを廃棄すること □全データ消去又は廃棄した証明書を提出すること